（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第四条　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(5)中「第三第一項」を「第三第二項若しくは第三項」に、「第三第二項第一号に定める基準に適合する」を「第三第四項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた」に改める。

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第五条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表(一)項は欄及び(に)欄並びに同表(三)項は欄及び(に)欄中「第三第二項第二号」を「第三第四項第二号」に改める。

○東北地方整備局告示第百四十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、高瀬川水系高瀬川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局高瀬川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年十一月三十日東北地方整備局告示第百十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○東北地方整備局告示第百五十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、赤川水系赤川、大山川及び内川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年二月十五日東北地方整備局告示第十一号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第七十一号及び平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第七十二号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○東北地方整備局告示第百五十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、米代川水系米代川及び藤琴川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

また、平成十四年七月二十六日東北地方整備局告示第九十号及び平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十八号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○関東地方整備局告示第二百二十一号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、昭和四十四年九月十七日付けで告示された建設省告示第三千四百六十九号を次のように改める。

平成二十八年五月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

関係図面のうち、第二十六号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○中部地方整備局告示第八十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、安倍川水系安倍川及び藁科川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第八十六号及び第八十七号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○中部地方整備局告示第八十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、大井川水系大井川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十五年中部地方整備局告示第五十号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○中部地方整備局告示第八十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、豊川水系豊川及び豊川放水路に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び豊橋河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中部地方整備局告示第二十六号及び第二十七号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○中部地方整備局告示第八十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、矢作川水系矢作川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び豊橋河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中部地方整備局告示第三十五号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○中部地方整備局告示第八十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、鈴鹿川水系鈴鹿川・鈴鹿川派川及び内部川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第七十六号及び第七十七号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○近畿地方整備局告示第百八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、大和川水系大和川、佐保川及び曽我川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び大和川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第三十三号、平成十九年近畿地方整備局告示第八十二号及び第八十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博